

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌日)

目 次

◇規 則 職員^の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則(人事課)

◇教委規則 現業職員^の給与に関する規則の一部を改正する規則(〃)
現業職員^の給与に関する規則の一部を改正する規則(教
職員課)

規 則

職員^の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十四号

職員^の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則

職員^の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十三年十二月鳥
取県条例第二十八号)の施行期日は、昭和六十三年十二月二十六日とする。

現業職員^の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十五号

現業職員^の給与に関する規則の一部を改正する規則
現業職員^の給与に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県規則第四十六号)
の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第三条関係)

現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	91,600	171,700	212,500	258,600
2	94,400	179,600	220,900	267,700
3	97,200	187,500	229,100	276,800
4	99,100	195,600	237,200	286,000
5	102,200	203,900	245,100	295,200
6	105,500	212,100	253,000	304,400
7	108,800	229,100	257,600	313,500
8	112,500	237,200	266,500	322,400
9	116,700	245,100	275,400	330,800
10	121,100	253,000	284,500	336,800
11	126,800	257,600	293,600	346,300
12	133,500	266,500	302,600	355,200
13	140,900	275,400	311,500	364,000
14	147,500	284,500	319,900	371,200
15	152,900	293,600	327,700	377,900
16	162,400	302,600	334,000	382,400
17	169,800	311,500	339,900	386,600
18	177,200	319,900	345,000	390,700
19	184,300	327,700	350,900	394,800
20	191,300	334,000	356,100	398,600
21	197,300	339,900	360,700	
22	212,100	344,100	364,800	
23	220,200	348,200	368,900	
24	228,100	352,200	372,900	
25	235,700	356,100	376,600	
26	245,100	360,000		
27	253,000	363,900		
28	260,900	367,500		
29	268,700			
30	276,300			
31	283,400			
32	290,500			
33	296,300			
34	301,700			
35	306,600			
36	310,600			
37	314,400			
38	317,700			
39	320,700			
40	323,800			
41	326,900			
42	329,900			
43	332,900			
44	335,700			

別表第一の二の表中「調理員及び用務員」を「及び調理員」に改める。
別表第二の一級の項中「ボイラー技士」を「ボイラー技士」に改め、「用務員」を削り、同表の二級の項及び三級の項中「印刷技手長又は用務主任」を「又は印刷技手長」に改める。

別表第三の表中「九九、五〇〇円」を「一〇二、二〇〇円」に改める。

別表第四中

国家公務員、公共企業体、他の地方公共団体、事業団、公庫又は公団に勤務した期間

を

国家公務員の期間及び他の地方公共団体又は政府若しくは県の関係機関に勤務した期間

に改め、同表の備考

に次のように加える。

4 日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社、日本電信電話株式会社（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団又は地方公共団体の設立した公社若しくは事業団の職員として在職した期間がある者に係る当該期間の経験年数の換算については、当該期間をこの表の政府又は県の関係機関に勤務した期間とみなして、同表を適用することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の特替等）

2 昭和六十三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、知事の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

（給与の内払）

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
331,100 ^円	338,500 ^円	363,000 ^円	371,100 ^円	372,000 ^円	380,300 ^円	393,600 ^円	402,400 ^円
333,900	341,300	366,600	374,700	375,700	384,000	397,400	406,200
336,700	344,100	370,200	378,300	379,400	387,700	401,200	410,000
339,500	346,900	373,800	381,900	383,100	391,400	405,000	413,800
342,300	349,700	377,400	385,500	386,800	395,100	408,800	417,600

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第十一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	91,600	171,700	212,500	258,600
2	94,400	179,600	220,900	267,700
3	97,200	187,500	229,100	276,800
4	99,100	195,600	237,200	286,000
5	102,200	203,900	245,100	295,200
6	105,500	212,100	253,000	304,400
7	108,800	229,100	257,600	313,500
8	112,500	237,200	266,500	322,400
9	116,700	245,100	275,400	330,800
10	121,100	253,000	284,500	336,800
11	126,800	257,600	293,600	346,300
12	133,500	266,500	302,600	355,200
13	140,900	275,400	311,500	364,000
14	147,500	284,500	319,900	371,200
15	152,900	293,600	327,700	377,900
16	162,400	302,600	334,000	382,400
17	169,800	311,500	339,900	386,600
18	177,200	319,900	345,000	390,700
19	184,300	327,700	350,900	394,800
20	191,300	334,000	356,100	398,600
21	197,300	339,900	360,700	
22	212,100	344,100	364,800	
23	220,200	348,200	368,900	
24	228,100	352,200	372,900	
25	235,700	356,100	376,600	
26	245,100	360,000		
27	253,000	363,900		
28	260,900	367,500		
29	268,700			
30	276,300			
31	283,400			
32	290,500			
33	296,300			
34	301,700			
35	306,600			
36	310,600			
37	314,400			
38	317,700			
39	320,700			
40	323,800			
41	326,900			
42	329,900			
43	332,900			
44	335,700			

別表第三の表中「九九、五〇〇円」を「一〇二、二〇〇円」に、「九一、九〇〇円」を「九四、四〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の特替え等)

2 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会の定める職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払と

みなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
331,100 ^円	338,500 ^円	363,000 ^円	371,100 ^円	372,000 ^円	380,300 ^円	393,600 ^円	402,400 ^円
333,900	341,300	366,600	374,700	375,700	384,000	397,400	406,200
336,700	344,100	370,200	378,300	379,400	387,700	401,200	410,000
339,500	346,900	373,800	381,900	383,100	391,400	405,000	413,800
342,300	349,700	377,400	385,500	386,800	395,100	408,800	417,600